

南三陸町告示第42号

南三陸町意見公募手続実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年4月1日

南三陸町長 佐藤 仁

南三陸町意見公募手続実施要綱の一部を改正する告示

南三陸町意見公募手続実施要綱（平成19年南三陸町告示第94号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「原則として2週間程度」を「起算して30日以上」に改める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。